

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 5 年度）

住 所 石川県金沢市割出町 5 5 6 番地

事業者名 北陸鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮岸 武司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
北鉄金沢駅	令和5年度末において、利用者数3,000人以上の駅は、全29駅中、北鉄金沢駅のみです。現状は、段差解消・点字ブロック等は整備されておりますが、今後は内方線付点字ブロックの整備を検討中です。	内方線付点字ブロックの整備を検討中

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車いすスロープの活用	係員が車いすのお客様に対してスロープを使用し、円滑な乗降の手助けをします。	-

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
お客さまへの声かけ	係員からお身体の不自由なお客様、特に視覚障害者への声かけを実施する。必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	計画の通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
当社Webサイト、スマートフォン用ホームページ及びデジタルサイネージの拡充	当社Webサイト、スマートフォン用ホームページ及びデジタルサイネージによる情報提供については、掲載情報の拡充等で適宜リニューアルを行い、利便性向上を図ります。	計画の通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇研修の実施	国土交通省が定める接遇ガイドラインを踏まえ、駅係員を対象とした接遇教育を行い、周知を図ります。	計画の通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客さまへの声かけ	係員から高齢者やお身体の不自由なお客様への声かけを実施する。必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	-

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・声かけを継続的に実施し、係員からの声かけを強化して、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図ります。 ・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各所と協議を継続して行ないます。
--

(3) 報告書の公表方法

北陸鉄道Webサイトにて公表

(4) その他

--

Ⅱ 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

(令和6年3月31日現在)

鉄道駅の 名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人駅 、無人 駅の別	公共交 通移動 等円滑 化基準 適合の有 無	段差へ の対応	プラット ホームの 数	段差が解 消されて いるプラ ットホーム の数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レータ ーの設 置基数	その他 昇降機 の設置 基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障害 者誘導用 ブロック の設置の 有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車椅子使 用者の円 滑な乗降 が可能な プラット ホームの 数	転落防止 のための 設備の設 置の有無
駅	線	県 市	人						基 ()	基 ()	基	箇所 ()							
野町駅	石川線	石川県 金沢市	1404	○ー			1								○	○	×		
西泉駅	石川線	石川県 金沢市	292	○			1								ー	ー	ー		
新西金沢駅	石川線	石川県 金沢市	866	○ー			1								ー	○	×		○
押野駅	石川線	石川県 野々市市	62	○			1								ー	ー	ー		
野々市駅	石川線	石川県 野々市市	87	○			1								ー	ー	ー		
野々市工大前駅	石川線	石川県 野々市市	377	○ー			1								ー	ー	ー		
馬替駅	石川線	石川県 金沢市	197	○			1								ー	ー	ー		○
額住宅前駅	石川線	石川県 金沢市	218	○			1					1箇所			×	ー	ー		
乙丸駅	石川線	石川県 金沢市	375	○			1								ー	ー	ー		
四十万駅	石川線	石川県 金沢市	204	○			1								ー	ー	ー		
陽羽里駅	石川線	石川県 白山市	77	○		○	1	1				1箇所 (1)	○		ー	ー	ー		○
曾谷駅	石川線	石川県 白山市	68	○			1								ー	ー	ー		
道法寺駅	石川線	石川県 白山市	254	○			1								ー	ー	ー		
井口駅	石川線	石川県 白山市	249	○			1								ー	ー	ー		
小柳駅	石川線	石川県 白山市	66	○			1								ー	ー	ー		
日御子駅	石川線	石川県 白山市	146	○			1								ー	ー	ー		
鶴来駅	石川線	石川県 白山市	872				2								×	○	×		
北鉄金沢駅	浅野川線	石川県 金沢市	3904			○	1	1					○		○	○	×	1	
七ツ屋駅	浅野川線	石川県 金沢市	55	○		○	1	1				1箇所 (1)	○		ー	ー	ー		
上諸江駅	浅野川線	石川県 金沢市	430	○			1								ー	ー	ー		
磯部駅	浅野川線	石川県 金沢市	125	○		○	1	1				1箇所 (1)			ー	ー	ー		
割出駅	浅野川線	石川県 金沢市	668	○ー			1								ー	○	ー		
三口駅	浅野川線	石川県 金沢市	144	○			1								ー	ー	ー		
三ツ屋駅	浅野川線	石川県 金沢市	617	○			2								ー	ー	ー		
大河端駅	浅野川線	石川県 金沢市	67	○			1								ー	ー	ー		
北間駅	浅野川線	石川県 金沢市	66	○			1								ー	ー	ー		
蚊爪駅	浅野川線	石川県 金沢市	286	○			1								ー	ー	ー		
栗ヶ崎駅	浅野川線	石川県 河北郡 内灘町	37	○			1						○		ー	ー	ー		○
内灘駅	浅野川線	石川県 河北郡 内灘町	2329			○	1	1				1箇所 (1)			×	○	×	1	
(合計) 計 駅				26駅	0駅	5駅	31	5	0 基 ()	0 基 ()	0 基	5 箇所 (4)	4 駅	0 駅	2 駅	6 駅	0 駅	2	4 駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第 2 号様式)

注 1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は 1 鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条及び第18条の 2 の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条第 7 項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条第 9 項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条第 6 項及び第 6 条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第 2 項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第 1 項第 1 号から第 3 号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第 1 項第 6 号から第 8 号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。